

風水害時における緊急時避難場所
施設利用に関する協定書

東日本電信電話株式会社

調 布 市
狛 江 市



風水害時における緊急時避難場所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」、狛江市を「乙」、東日本電信電話株式会社を「丙」とし、甲、乙及び丙の間において、次のとおり風水害時における緊急時避難場所としての施設利用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が丙の管理する施設の一部を、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、緊急時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害の種別）

第2条 本協定に基づく緊急時避難場所が対象とする災害は、台風、大雨等による風水害とする。

（利用範囲）

第3条 甲及び乙が、丙の管理する施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は次のとおりとする。

名称	所在地	利用箇所	利用床面積等
NTT中央研修センタ	調布市入間町 一丁目44番	武道館	622.08 m ²
		7号館横駐車場	駐車台数 25 台

（目的外利用の禁止）

第4条 甲及び乙は、本件施設を第1条に定める目的以外には利用しないものとする。

（情報の交換）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 丙は、本件施設について、緊急時避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲及び乙に報告する。

（連絡担当者等の指定）

第6条 甲、乙及び丙は、平常時及び災害時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

- 2 甲及び乙は、災害時において速やかに相互に連絡を取るものとし、丙との連絡調整は甲が行うものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、第1項に規定する連絡方法を変更した場合は、速やかに報告し、互いに随時更新するものとする。

(緊急時避難場所の開設の要請)

- 第7条 甲及び乙は、災害時において、緊急時避難場所として利用する必要がある場合には、開設の時期等について相互に調整した上で、甲及び乙を代表して甲が開設の要請を行うものとする。
- 2 丙は、甲から前項の要請を受けた場合は、その時点において、本件施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設を、甲に口頭で通知するものとする。
 - 3 甲、乙及び丙は、緊急時避難場所を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

(開設の通知)

- 第8条 甲及び乙は、前条に基づき緊急時避難場所を開設する場合は、事前に丙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、文書をもって通知するいとまがないときは、口頭で通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

(緊急時避難場所として利用できる施設の周知)

- 第9条 甲及び乙は、前条の通知後、本件施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時避難場所の管理)

- 第10条 災害時における緊急時避難場所の管理運営は、甲及び乙の責任において行うものとする。
- 2 緊急時避難場所の管理運営について、丙は甲及び乙に協力するものとする。
 - 3 緊急時避難場所を閉設する場合は、甲及び乙は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(利用時の注意事項)

- 第11条 甲及び乙は、緊急時避難場所として本件施設を利用する者（以下「避難者」という。）に対し、第3条の利用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。
- 2 丙は、避難者が本件施設を利用中に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。
 - 3 第3条の利用範囲のうち武道館内は、土足禁止とする。

(費用負担)

- 第12条 丙は、第3条に定める本件施設を甲及び乙に無償で利用させるものとする。

- 2 緊急時避難場所の管理運営に係る費用のうち、光熱水費は丙が負担するものとする。
- 3 避難者によって緊急時避難場所に生じた損害は、甲及び乙が負担するものとする。

(開設期間)

第 13 条 緊急時避難場所の開設期間は、開設の日から 2 日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲及び乙は、丙に対して利用許可期限延長の申請をするものとする。

(緊急時避難場所閉設への努力)

第 14 条 甲及び乙は、丙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急時避難場所の早期閉設に努めるものとする。

(緊急時避難場所の閉設)

第 15 条 甲及び乙は、災害の危険がなくなった場合又は避難者を避難所等へ誘導した場合など、本件施設の緊急時避難場所としての利用を終了する際は、丙に緊急時避難場所の利用終了を申し出るとともに、本件施設を原状に復し、丙の確認を受けた後、丙に引き渡すものとする。

(情報の不開示)

第 16 条 甲及び乙は、本協定で知り得た丙に関する情報を、第三者に提供してはならない。ただし、丙の承諾を得た場合はこの限りでない。

(協議事項)

第 17 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙は、丙と協議の上、定めるものとする。この場合において、丙との協議は、甲及び乙を代表して甲が行うものとする。

(有効期間)

第 18 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。

- 2 前項の期間満了の日から 3 か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に 1 年間更新されるものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和3年5月1日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1

調布市

調布市長 長友貴樹



乙 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市市長 松原俊雄



丙 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

東日本電信電話株式会社

総務人事部長 熊谷敏

